

平成24年1月27日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

## 交通政策審議会海事分科会

### 第29回船員部会

#### 議事録

## 目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
報告事項	
1. 平成24年度海事関係予算（重要事項）等について	1
審議事項	
1. 船員法の一部改正について	6
報告事項	
2. 平成22年度船員派遣事業報告及び無料の船員職業紹介事業報告について	9
審議事項	
2. 船員派遣事業の許可について（非公開）	11
3. 無料の船員職業紹介事業の許可について（非公開）	11
3. 閉 会	12

### 【出席者】

（委員及び臨時委員）

公益代表 落合委員、竹内委員、石塚委員、今津委員、河野委員、野川委員

労働者代表 高橋委員、立川委員、田中委員、藤澤委員、森田委員

使用者代表 阿部委員、五十嵐委員、小比加委員、小坂委員、三木委員

（事務局）

国土交通省 森局長、若林参事官

総務課 原田企画官、藤原財務企画室長

海事人材政策課 河村海事人材政策課長、久米雇用対策室長、林企画調整官

運航労務課 山本運航労務課長

海技課 岩月海技課長

## 開 会

【林企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第29回船員部会を開催させていただきます。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて配付資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧をごらんください。

「資料1. 交通政策審議会への諮問について」参考資料といたしまして「船員法の一部を改正する法律案」。「資料2. 交通政策審議会への諮問について」、資料2-1としまして「船員派遣事業の許可について」。「資料3. 交通政策審議会への諮問について」、資料3-1として「無料の船員職業紹介事業の許可について」、参考資料といたしまして「漁業協同組合の所在地等について、漁法について」。資料4-1としまして、「平成24年度海事局関係予算概要」、資料4-2として、「平成24年度海事局関係税制改正要望結果概要」。資料5-1としまして、「平成22年度船員派遣事業報告（概要）」、資料5-2として、「平成22年度無料の船員職業紹介事業報告（概要）」でございます。

よろしいでしょうか。

それでは議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

### 報告事項1. 平成24年度海事関係予算（重要事項）等について

【落合部会長】 それでは、早速議事に入りたいと思いますが、まず最初の取り上げるべきテーマでありますけれども、議事の進行上の都合によりまして、先に報告事項の平成24年度海事関係予算(重要事項)等につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

【原田企画官】 それでは、資料4-1でございますが、平成24年度海事局関係予算概要という形で来年度の予算をご説明させていただきたいと思っております。

総務課の企画官の原田と申します。よろしくをお願いいたします。

まず1ページをごらんください。全体の予算の概要でございます。

予算の結果といたしましては、総額約140億円ということで、ほぼ前年度同額という形で決着したところでございます。全体として、非常に財政が厳しい中で、各省とも前年度原則1割カットという厳しい予算の査定でございましたけれども、海事局といたしましては何とかほぼ前年同額の予算で落ち着いたところでございます。

主な予算項目として5つ丸がございます。

内航関係からいきますと、その中で重点化措置枠という形で、要は各省として最も重要なものとして重点化措置枠というのが設けられたわけでございますが、その中でフェリー関係の新規の項目を措置したところがございます。それから、海洋環境イニシアティブの中で、代替エネルギー船舶、LNG燃料船でございますが、この対策の予算として新規に3.7億円を確保いたしました。それから、復旧・復興対策ということで、これもまた別枠が設けられたわけでございますが、その関係の予算といたしまして、浮体式洋上風力発電施設、この調査・研究費を措置しております。それから、船員の関係、3つ目の丸でございますが、船員雇用促進対策事業補助金という形で1.5億円。昨年度は1.2億円ございましたので増額を措置しておるところでございます。それから、4つ目の独立行政法人経費、これが122.9億円でございます。先ほど海事局の予算は140億円と申し上げましたが、うちの局の特色といたしまして、独立行政法人がほぼ大半を占めるというのが特色でございます。したがって、こういう厳しい財政状況の中でいかに独立行政法人の運営費交付金を維持していくかというのが実は今年が一番大きな課題でございました。航海訓練所、海技教育機構、こういう船員関係のところにつきましても極めて厳しい査定が、省内、さらには財務省と調整いたしましたわけでございますが、これまでも相当な努力でコストカットしてきたこと、それから、引き続き、この船員の育成の必要性ということに関係者にもご理解いただき、前年度とほぼ同額という形で決着を見たところがございます。最後の5つ目の丸でございますが、離島航路の確保維持という形で、離島航路の補助事業。これは総合政策局のほうで一括してその他のバス事業等とまとめて地域の公共予算としてセットしておりますけれども、その中で離島航路補助についても増額の結果となったということでございます。

各論のほうでございますが、船員のところだけ紹介させていただきます。

10ページをごらんください。船員の雇用促進対策事業費補助金ということで、昨年度の1億2,000万円から1億5,000万円という形で増額いたしました。内容といたしましては、下のところを見ていただきますと、これまで内航海運事業者に雇用促進のための助成金を行っているわけでございますけれども、新規の船員の資格の取得の場合の助成金、さらには、トライアル雇用、雇用促進の出向雇用した場合のトライアル助成金、こういう助成金のメニューを用意しておりましたが、いずれも、今まではどちらかしか支給できないということございましたので、今回、グループ化などを実施した、そういう船員

の効率的な雇用・育成に取り組みを行っていく、そういう事業者についてはこの支援の重点化を図ろうということで、今申し上げたような2つの助成金を両方とももらえる。そういう意味では、今まではトライアル雇用では36万円が1人当たり最大支給額であったわけですが、これを51万円まで引き上げるという形で、内容を重点化しつつ、額としても増額をいたしたところでございます。

それから、11ページでございます。こちらは外航船員の関係でございますけれども、これも継続してやっている事業でございますが、アジア地域における船員養成の支援という形で、アジアの各国の船員教育機関の教官を我が国に招聘して研修を行う。また、逆に我が国から教官を派遣して現地での訓練、さらに、技術移転を行う。こういう予算でございますが、これにつきましても前年ほぼ同額という形で着実に継続的に行っていくというものでございます。

簡単ではございますが、予算関係は以上でございます。

**【藤原財務企画室長】** 引き続きまして、税制の関係について簡単にご説明させていただきます。

財務企画室長の藤原と申します。

お手元の資料4-2の税制のほうを1枚おめくりいただきまして、税制改正大綱の抜粋等の資料をごらんいただければと思います。税制大綱の抜粋をそのまま記載しております、見にくくて申しわけございません。海事関係の税制としては大きく6つの項目がございまして、これについてほぼ満額の回答をいただけたかなというふうに思っているところでございます。

順次、簡単にご説明いたします。

1つ目が、1枚目の「2. 資産課税」の最初の項目になっておりますところの国際船舶の所有権の保存登記等に関する登録免許税の税率の軽減措置でございます。こちらのほうは、その適用期限の2年延長ということをお願いしておりました。率について、我々の用語でいいますと通行料というような形で、現行の1,000分の3というのを1,000分の3.5に若干引き上げられるということがあったのですが、要望どおり2年延長することができております。これが1つ目でございます。

それから、2つ目は、その次の2つの項目を合わせてなのですが、国際船舶にかかる固定資産税の課税標準の特例措置の関係でございます。これは要望のときからその2つ目の外国貿易船という項目について、現行、10分の1の課税標準を6分の1に、これ

は縮小します、他方で、3つ目のところがございますように、国際船舶の一定のものについては課税標準を15分の1から18分の1に拡充をいたしますと、こういったことで要望しております、要望どおり18分の1の国際船舶の固定資産税の課税標準の特例措置というのが認められたということがございます。これが2つ目でございます。

3つ目が、その下の「3. 法人課税」がございますところの中小企業税制の中で中小企業投資促進税制というものでございます。これは船舶の関係についての船舶の特別償却等でございますが、これは要望どおりそのまま2年延長ということで認められております。

それから、国税の関係のもう1つが、「その他」というところがございます、用語としては長いのですが、我々がトン税、トン数標準税制と呼んでいるものでございます。こちらのほうについては、この税制大綱の案文が長いのですけれども、要約して申し上げますと、次期通常国会における海上運送法改正、こういったことを前提にいたしまして、平成25年度税制改正において拡充することが認められたわけでございます。

今申し上げましたことについて、若干、修飾がついております。条件という形でついておりますが、1つが、今申し上げました海上運送法改正について、日本船舶の迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した、そういった海事運送法改正をするということと、もう1つは、法律にもうたわれているのですが、その中で日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶船員確保計画、こういったものがございます。こちらのほうを拡充させる、こういったことを前提に平成25年の税制改正において日本船舶の増加のインセンティブにも十分配慮しながら、適用対象を我が国の外航海運事業、いわゆる日本の船社の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する、こういうことが認められております。トン数税制のほうの拡充についても我々が要望したような方向でお認めをいただくことができました。これが4つ目でございます。

それで、次のページに参りまして、5つ目が、軽油引取税の免税の延長ということでございまして、こちらのほうにつきましても、その船舶の関係につきましても、この上のほうに書いてあるように特例措置の適用期限が3年延長ということが認められております。他方で、今後の中期的な検討課題ということで、燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、引き続き検討を続けるということがその下の検討事項というところで決まっております。これが5つ目でございます。

最後に、6つ目でございますが、これが船員に関する住民税の課税の関係でございます。こちらのほうにつきましても、税制大綱ではなくて、ここに書かせていただいているのは、

政府税調における副大臣、政務官のやりとりでございます。こちらのほうも税制大綱に準じたオフィシャルな記録として残されるものですので、この中身は対外的にも効果を有しているというふうに我々は考えております。こちらのほうのやりとりの内容ですが、船員の住民税について、平成元年の自治省内かんと書いてありますが、これは船員に対する個人住民税の還付中止を求めた内かんでございます。これについては、その性格上、発出した時点で役目を終えている、それから、2点目として、この内かんに地方団体に対する助言にすぎず、拘束力を持たない、それから、不均一課税については地方税法にのっとり各自治体の判断でこういった還付等の減税が判断可能である、こういったことについて、総務省から自治体に対してははっきりと周知をする、こういったことをやりとりで確認させていただいております。そういったことで、住民税の課税の関係についても見直しがこれから行われるということになっております。

以上、簡単ではございますが、税制の関係についてご報告申し上げます。

**【落合部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの2つの報告につきまして、何かご質問、ご意見、ございますか。

**【藤澤臨時委員】** 船員税制に関する、まず国土交通省のいろいろな取りまとめ、あるいは税制改正要望に対しましてまず厚く御礼申し上げておきたいと思っております。

本件に関しましては、国土交通省内に船員税制にかかわる検討会を立ち上げていただきまして、そこで公益の先生方にも入っていただいて一つの取りまとめをした上で政府税調に対する要望が行われました。ここにありますように、総務省に絡む、いわゆる地方住民税の扱いにつきましては、我々が意図する要望どおりの政府税調における取りまとめが行われました。あわせまして、財務省が絡む、いわゆる税制のあり方につきましては、まだまだ私どもとしてはもう一度検討の余地がありますし、東日本大震災という非常に大きなできごとに遭遇をして、復興財政財源に向けて、住民税の増税だとか、いろいろな税制のあり方、所得税の増税とか、いろいろな論議がある中で財務省絡みの話は進展しませんでしたけれども、これらもあわせまして、我々、もう一度原点に戻っていろいろな検討を開始し、国土交通省のほうにもいろいろお願いが上がりたいというふうに考えております。

何はともあれ、総務省からの今回の自治体の撤廃に伴いましては実質的な地方の自治体との間でそれぞれの地域における折衝を進めてまいりますので、ぜひ国土交通省のほうも、海事局のほうもそういった活動にご支援をいただきたいと思っております。

以上でございます。

【落合部会長】 ほかにございますか。

それでは、ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

#### 審議事項 1. 船員法の一部改正について

まず審議事項の1の船員法の一部改正というものであります。これは前回の部会において諮問された件でありますけれども、その後の調整状況等につきまして事務局のほうからご報告をお願いいたします。

【山本運航労務課長】 運航労務課長の山本でございます。

資料1、資料1の参考資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料1につきましては、前回、10月の諮問の際の部会にも配付させていただいたものです。諮問の具体的内容ということで、縦長の別紙ということで今回予定しております法改正の概要、要綱ベースのものを添付しております。

今、部会長からお話のありました前回からの進捗状況なり、調整状況、あるいは変更点というものを中心に、参考資料で説明をさせていただきます。

参考資料1枚目の縦長の1枚紙は、今、内外への説明に際しても使用しております資料でございますが、皆さん、ご案内のとおり、ILOの海上労働条約を受けての船員法の改正ということで、2006年2月に従来の条約等を統合するものとして新たに採択された条約に対応して国内担保措置としての船員法の改正ということでございます。

船員の労働条件の改善を図る部分と、あわせて、従来IMOの条約対応では既に導入されておりました旗国検査、あるいは寄港国検査（ポートステートコントロール）の制度を導入するというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、下のスライドが条約の批准状況となります。本条約は、新規の条約ということで、発効要件というものが定められ、商船船腹量の33%以上を有する30ヶ国以上の批准があった時点から1年後に発効するということになっております。現状、1月の本日現在で、批准国が20ヶ国、それから、もう既に国内手続を終えてILOの内部の手続中という段階に入っているという国が2ヶ国ということで、計22ヶ国が寄託済みということになります。ILO内の手続を含めて批准を終了した国数が30ヶ国になった時点で1年後の発効時期が決まるということになります。既に商船船腹量については多くの船籍国が批准をしている関係で50%を超えております。批准予定国30ヶ国以上ということで記載しております。外交ルートや、ILOの会議の議場等での情報収集

によりまして、ここに掲げているような規模の国が早期に批准をしたいということで準備を進めていると把握しております。

30ヶ国とあるのですが、現状の20、あるいは22に対し、あと8、あるいは10という国数が積み上がると30になりますが、今の見込みでいくと、今年の早い段階、春ぐらいには十分到達する可能性があるということで国内法のほうも早期に整備をしたいと考えているところです。

なお、この22ヶ国以外にも、まだILOには寄託書の提出はしていないが、国内手続は終わって、いつILOに持っていくかを調整中だというような話も何ヶ国か聞いているところです。

もう1枚おめくりいただきまして、これまでの経緯に加え、今後の予定を記載しております。

採択以降、官労使の勉強会の取りまとめをいただきまして、昨年10月18日に審議会に諮問させていただきました。28日には前回の船員部会でご審議いただき、本日のご審議で了承が得られれば、交通政策審議会にご報告して、答申をいただき、今後の予定といったしましては、この通常国会に提出すべく、具体的には2月下旬頃に閣議決定をしていきたいと考えております。

なお、船員法は条約の国内法化ということなのですが、条約自体についても批准をする必要があるということで、同じ通常国会に外務省から条約の批准のための承認案件として提出されるということで、国土交通省と外務省で足並みをそろえて進めているところでございます。

3ページ下が、具体的な法改正内容ということで、検査制度の新たな導入に加えて、労働条件に関しても、ここに記載しております雇入契約書の交付であるとか、労働時間、休息時間の関係の規制の見直し等々、幾つか項目がございますが、前回の10月の部会では、7番の船員の最低年齢、現行の船員法、15歳と定めておるものを、新しい海上労働条約に対応して16歳に変更するということについてご意見をいただきました。具体的には、今回の船員法改正の契機となっているILOの労働条約は商船を対象にしたものであるのに対し、漁船についてはその条約の対象になっていない。ご案内のとおり、船員法は一部の漁船を対象にしておりますので、その漁船員の年齢要件をどうすべきかということにつき、議論いただきました。その後、関係機関の皆様ともいろいろご調整をさせていただき、あるいはその政府部内で法制的な議論もさせていただきまして、漁船については今回の法

改正の契機となっている商船の条約の対象ではない、それから、前回のご意見の中にもございましたが、実際に15歳で中学を卒業して漁船に乗られる船員の方がいらっしゃるという実態も踏まえ、年齢要件は、原則を16歳としつつも、漁船については15歳で最初の3月31日を終了した者とします。これは今の労働基準法並びなのですが、要は中学校の義務教育を終えた15歳の方という意味でございます。少し特例的な規定を設けた上で年齢要件を定めていきたいというふうに考えております。

これが前回とご説明した内容との修正点となります。

最後の4ページをごらんいただきまして、今後の流れですが、条約の方の流れ、法律、国会の流れをあわせて記載したものでございます。最初にご説明しました30ヶ国という要件が満たされると、自動的にそれに伴い、右端にある条約の発効時期というのが1年後ということになります。これが決まると、この時点から条約批准国は海上労働条約に基づくポートステートコントロールを開始するというので、下のスライドにポンチ絵的にまとめておりますが、その際に、外航船に対し、旗国検査をして海上労働証書を発給しておいてあげないと、寄港国に寄港した際に短時間の検査で終了せず、長時間の詳細検査を受けるということで、運航スケジュールへの影響等も懸念されます。右端の条約発効の時期に向けて、検査なり、証書の交付ということが完了できるように、改正法の中での労働条件の改正の部分、あるいは検査とか証書の交付に関する規定の部分の順次施行し、スタートさせることによって、国内法に基づく措置を条約発効に間に合わせていきたいと思っております。また、同じ国会の中で、外務省の手続による条約の国会承認も見込んであるということでございます。

以上、簡単ではございますが、前回との変更点等を中心にご説明をさせていただきました。

**【落合部会長】** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問、ございますか。

**【小坂臨時委員】** 漁船に乗り組む船員の最低年齢につきまして、関係各位のお知恵をしっかりと出していただきまして、私どももこれにて満足をいたしておりますので、どうもありがとうございました。

**【落合部会長】** ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、前回、議論のありました点に関しては、本日、事務局から報告があった形で修正点が示されたということになります。

そのほかの点については特になく、国土交通大臣から諮問140号をもって諮問されました件につきまして、諮問された案のとおりとすることが適当であるとの結論にしてはいかがかと思えますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【落合部会長】** それでは、国土交通大臣から諮問140号をもって諮問された件につきまして、諮問された案のとおりとすることが適当であるという結論といたしまして、この結論を海事分科会長に報告をしたいと思えます。

#### 報告事項2. 平成22年度船員派遣事業報告及び無料の船員職業紹介事業報告について

それでは、次の議題に移りたいと思えますが、審議事項からいたしますと、2が「船員派遣事業の許可について」、それから、3が「無料の船員職業紹介事業の許可について」というものでありますけれども、これは個別事業者の許可に関する事項であるということで、公開をすることにより当事者等の利益を害するおそれがあるということで審議を非公開とさせていただきたいというふうに思っておりますので、この2件につきましては最後にご審議いただくということにしまして、報告事項2の平成22年度船員派遣事業報告及び無料の船員職業紹介事業報告につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

**【久米雇用対策室長】** 雇用対策室長の久米でございます。

資料5-1をごらんいただきたいと思います。

平成22年度の船員派遣報告について取りまとめましたものについてご報告したいと思います。

一番上の四角で囲ってあるように、平成22年度には許可事業者数については218になります。それから、報告があった事業者は184でございます。その184のうち実際に派遣事業を行っている数は110社でございます。110社のうち雇用船員数については6,666人が雇用されておまして、そのうち派遣船員として雇用されている1日当たりの平均数は2,593人ということで、22年度は、派遣をすべて行った場合、2,600人程度が派遣をできるという状態が整っております。ただし、実際に派遣された1日当たりの平均は1,049人ということで、約1,000の方が常に平均的に派遣船員として船舶に乗り込んでいる状況でございます。ちなみに、平成21年度より若干平均的には

下がっているところです。

それから、派遣を受けた事業者数でございますが、753社ということです。これも21年度から比べると若干減っているところでございます。ただ、次にありますように、1人当たりの平均派遣料金については、初めて月当たり100万円台となり、1人当たりの平均賃金も61万円ということで、21年度に比べると伸びているという状況でございます。ただ、これは派遣された船員がどういうポストについているかということに係りますので、単純に賃金そのものが上がったという比較にはならないというふうに考えております。細かいところは、報告を取りまとめたただけですので、どういうポストに何人行ったかということが手元の資料でわからないので、単純に上がったというだけではないだろうというふうに考えているところでございます。ただ、売り上げのほうは順調に伸びて、ここに記載しているようなことでございます。

それぞれその関係についてグラフにしたものが、1ページ、2ページ目に載っております。

3ページ目でございますが、派遣期間については、一番多いのが3カ月未満ということで、引き続いて多いのが、1年以上3年未満です。次の6カ月や9カ月を合わせると50%以上ということで、短期的に派遣を利用しているのが大半を占めているというふうな数字になっております。

それから、3については、派遣船員の教育訓練の実績でございますが、一番多いのは、安全衛生教育訓練、それから、維持・向上訓練等、的確に行っているということがあらわれております。

(3)のほうでございますが、主にどういうところでやっているかということでございますが、OJTということで、64%は教室等、座学で行っているという結果が出ております。

以上が派遣関係の報告です。

次に、資料5-2を見ていただきたいと思います。

同じく平成22年度の無料の船員職業紹介事業報告でございますが、これも2ページ、3ページに細かい数字について記載しておりますが、主だったところだけご報告させていただきますと、無料の民間職業紹介事業の概要のほうの②でございます。

当委員会でもご審議いただいて、漁業協同組合の無料の派遣の許可をいただいておりますが、これは外国人の実習生を国内に入れるためでございます。その数字が、新しく入っ

た制度になり、別枠というか、外枠で記載させていただいておりますが、②の3行目から、「上記に加え、報告許可事業者33者のうち26者が行う外国人技能実習生の受け入れに関する新規求人数については241件、新規求職数については237件、成立数については236件」という形で、外国人の方が236件、入国されたということが報告されていることです。

細かいところについては、2枚目、3枚目のほうに記載されておりますので、報告については以上で終わらせていただきます。

以上です。

**【落合部会長】** どうもありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、海事局で人事異動がございまして、海事局長が交代されたということでありますので、新しい海事局長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

**【森海事局長】** ただいまご紹介にあずかりました、1月1日付で井手前局長からバトンタッチをしました森でございます。本日は、大変お忙しい中、船員部会の先生方にはお集まりいただきまして、特に船員法の一部改正を含む重要な案件についてご審議をいただきましてまことにありがとうございます。

国会審議が非常に近づいておるということで、先生方の根回しで今日は冒頭おくれる形になりましたことをおわびいたしたいと思います。

海事局としましては、日本の海運、船員、造船、海事力について国際競争力の確保、あるいは船員の労働条件の改善ということで全局を挙げて取り組んでおりますけれども、船員部会の先生方におかれましては、引き続き貴重なご意見、アドバイスをいただけることを心から期待をいたしてございます。

引き続きよろしく願いいたします。

**【落合部会長】** ありがとうございます。

## 審議事項2. 船員派遣事業の許可について

## 審議事項3. 無料の船員職業紹介事業の許可について

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、先ほど申し上げました審議事項の2と3

というものであります。企業の個別情報も多数含まれているということでありますので、公開をすると当事者当の利益を害するおそれがあるということで、船員部会運営規則第11条ただし書の規定によりまして審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

## 閉 会

そういたしますと、本日、予定いたしました議事はすべて終了ということになりますが、何かこの際、ご発言がありますか。

【山本運航労務課長】 船員法の関係で、補足をさせていただきます。

22年7月に野川委員にお取りまとめいただいた勉強会に引き続いて、今日、船員部会のほうもご了承いただいたということで、ステップを進めることができました。今後、政府としての閣議決定、あるいは国会へ提出しての国会でのご審議と、幾つもステップがありますが、改正法の施行、あるいは条約の発効に向けて、関係団体の皆様とは、運用面を含め、ご相談させていただく点多々ありますし、船員法関係の下位の法令、省令等で定める部分については、またこの船員部会の場にも後日諮らせていただくこととなりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

【落合部会長】 それでは、この関係につきましては、鋭意関係者の調整をとって法律以下の部分につきましてもスムーズな形で実行できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

特にご発言がなければ、これでというふうに思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、次回日程につきまして、お願ひします。

【林企画調査官】 次回の部会の日程でございますが、2月24日金曜日の14時からとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

【落合部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会29回船員部会を閉会といたします。

お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございました。

— 了 —